

## 令和8年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和8年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和8年2月時点です。

担当課	補助金名		対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ	
協働参画課	ミラ・クル・とっとり運動推進補助金	若者トライ型	10歳から25歳までの若者3名以上が中核となって構成する団体による地域活性化のための新たな取組(試行的な取組を含む)及びこれまでの取組を拡充するもの	15万円 (クラウドファンディングを活用する場合は19万円)	10/10	【1次】令和8年3月5日～3月25日(予定) 【2次】令和8年5月15日～6月11日(予定) 【3次】令和8年8月17日～9月10日(予定)  ※2次募集、3次募集については、採択状況により募集しない場合有	【地方機関】 ※管轄エリア、連絡先は7頁を御覧ください。 東部地域振興事務所東部振興課 東部地域振興事務所八頭振興課 中部総合事務所県民福祉局中部振興課 西部総合事務所県民福祉局西部振興課 日野振興センター日野振興局地域振興課  【本庁】 協働参画課 電話：0857-26-7248 ファクシミリ：0857-26-8870 電子メール：kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp	
		スタートアップ型	スタート支援	地域活性化のための新たな取組、これまでの取組を拡充する取組や試行的な取組	10万円			10/10
			ステップアップ支援	過去にスタート支援を受けた取組に新たな工夫等を加えて、今後の中・長期的な活動の継続、成長を視野に入れて行うもの	30万円			3/4
	鳥取県公民連携推進事業補助金	計画策定補助(1年目)		事業実施主体と県との協働により県課題解決のための計画を策定する取組	30万円	10/10	令和8年3月10日～5月29日(予定)	協働参画課 電話：0857-26-7761 電子メール：kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp
		事業実施補助(2年目)		「計画策定補助」で策定した計画に沿って行う実施主体と県との協働による県課題解決のための取組	200万円	3/4	計画策定後～令和9年2月末(予定)	
	【ギフ鳥】持続可能な地域づくり団体支援寄附金 ※ふるさと納税を活用した寄附		地域づくり団体が取り組む公益的で、県民の便益につながる特定非営利活動促進法に掲げる20分野又は社会貢献を行う事業	なし	寄付額の80% (企業版ふるさと納税は全額)	随時募集中	協働参画課 電話：0857-26-7070 電子メール：kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp	
政策統轄課	とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金		県外の若者等に一定期間県内に滞在してもらい、就労しながら地域住民との交流や学びの場を一体的に提供する事業	参加者一人につき 上限8万円 (受入団体上限80万円)	2/3	令和8年4月1日～随時	政策統轄課 電話：0857-26-7648 電子メール：seisaku-toukatsu@pref.tottori.lg.jp	
	関係人口受入団体支援補助金		①県外の若者等に本県ならではの体験や地域活動、地域住民との交流などを一体的に提供する事業 <ソフト>  ②既存のワーケーション施設改修に係る経費 <ハード>	①<ソフト> 参加者一人につき 上限6万円 (受入団体上限60万円)  ②<ハード> 上限100万円 (1団体上限100万円)	1/2	令和8年4月1日～随時		
	県外学生来県支援補助金		県外大学の学生が、来県・滞在し、地域活性化への取り組みや地域課題解決に向けた研究などを行う事業	30万円/団体	1/2	令和8年4月1日～随時		

## 令和8年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和8年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和8年2月時点です。

担当課	補助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
中山間・地域振興課	安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金	地域・集落の「生活機能の維持・確保」、「地域・集落基盤(拠点)の創設・強化」等の新たな取組(ハード・ソフト)に対して支援	ソフト 5,000千円	市町村負担額の1/2	令和8年4月1日 ～随時	各市町村役場へお問い合わせください。  (参考)県の補助金担当課 【地方機関】 ※管轄エリア、連絡先は7頁を御覧ください。 東部地域振興事務所 東部振興課 東部地域振興事務所 八頭振興課 中部総合事務所県民福祉局 中部振興課 西部総合事務所県民福祉局 西部振興課 西部総合事務所日野振興センター 【本庁】 中山間・地域振興課 電話：0857-26-7390 ファクシミリ：0857-26-8742 電子メール：chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp
		市町村間接補助金 補助率：市町村負担額の1/2 事業内容等： ①生活機能の維持・確保(ソフト) 補助上限：5,000千円／拠点 ・コミュニティ・仕組みづくり ・ビジョン・計画づくり ・先進地視察、専門家招聘 ・地域ビジョンの実証・実践 等 ②地域・集落基盤(拠点)の創設・強化(ハード・加算) 補助上限：10,000千円／拠点 ・上記①の関連拠点(施設)の改修等	ハード 10,000千円			
	買物環境確保推進交付金	市町村が策定する買物環境確保計画に基づき実施する取組に要する経費	1市町村につき 20,000千円 (店舗の整備に係る加算あり)	市町村負担額の1/2または2/3	令和8年4月1日 ～随時	
広域移動販売支援事業費補助金	移動販売車等導入支援	暮らしに必要な食料・日用品などを供給する移動販売に係る経費(車両の購入、設備・備品の購入、修繕経費など)	1台当たり5,000千円 ただし、更新は1台当たり3,000千円	1/2	令和8年4月1日 ～随時	【地方機関】 ※管轄エリア、連絡先は7頁を御覧ください。 東部地域振興事務所 東部振興課 東部地域振興事務所 八頭振興課 中部総合事務所県民福祉局 中部振興課 西部総合事務所県民福祉局 西部振興課 西部総合事務所日野振興センター 【本庁】 中山間・地域振興課 電話：0857-26-7390 ファクシミリ：0857-26-8742 電子メール：chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp
	移動販売車運営費助成	移動販売車の運営に要する経費(燃料費、車検費用、修理費、備品購入費、販売車両等のリース料)	1台当たり1,000千円 ただし、事業開始後2年目は700千円、3年目以降は400千円とする。 (見守り活動を行う場合は1,000千円)	1/2	令和8年4月1日 ～随時	

## 令和8年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和8年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和8年2月時点です。

担当課	補助金名		対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ		
中山間・地域振興課	空き家利活用団体支援事業補助金	団体活動支援事業	行政と連携して空き家利活用に取り組む地域のまちづくり団体等が行う、空き家の清掃・残置物撤去、軽微な補修、老朽化の抑制等に要する経費	20万円/団体	市町村負担額の2/3	令和8年4月1日～随時	各市町村役場へお問い合わせください。  (参考)県の補助金担当課 【本庁】 中山間・地域振興課 電話：0857-26-7364 ファクシミリ：0857-26-8742 電子メール：chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp		
			行政と連携して空き家利活用に取り組む地域のまちづくり団体等がサブリース事業に取り組む場合に要する空き家の改修経費	100万円/戸 (住宅以外に転用する場合)	市町村負担額の2/3				
	空き家利活用流通促進事業補助金	空き家等改修支援事業	空き家の利活用に必要となる改修経費等の一部を支援	100万円/戸 (住宅以外に転用する場合)	市町村負担額の2/3				
			地域の活性化等に資する古民家空き家の改修を支援 (※昭和初期以前に建築され、建築的な価値が認められる古民家に限る)	200万円/戸	市町村負担額の2/3				
		既存住宅状況調査等支援事業	既存住宅建物状況調査(インスペクション)に要する費用の一部を支援	5万円	県1/2				
	空き家等残置物処分事業	空き家等残置物処分事業	空き家所有者が行う残置物撤去に要する経費の一部を支援	20万円	市町村負担額の2/3				
			中間管理住宅整備支援事業	市町村が移住者等に対する空き家の転貸(サブリース)事業に取り組む場合の空き家の改修経費の一部を支援	100万円/戸 (住宅以外に転用する場合)			国1/2 県1/4	
	地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金	地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金		まちづくり団体等が行う地域に根付いた空き家利活用の取組、空き家利活用の機運醸成を図るための取組	40万円			市町村負担額の2/3	
	空き家の魅力普及促進事業補助金	空き家の魅力普及に係る情報発信支援事業	空き家利活用に取り組む団体等が行う取組(講演会、ワークショップ、物件紹介等)の動画配信等に要する費用の一部を支援	20万円	1/2			令和8年4月1日～随時	中山間・地域振興課 電話：0857-26-7364 ファクシミリ：0857-26-8742 電子メール：chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp

## 令和8年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和8年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和8年2月時点です。

担当課	補助金名		対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
まちづくり課	公民連携まちづくり支援事業補助金		街なみの統一感向上や路上空間活用による滞在環境づくり等の取組に要する経費の一部を支援	50万円	市町村負担額の1/2(間接)	令和8年4月1日～随時	まちづくり課 電話:0857-26-7234 ファクシミリ:0857-26-8113 電子メール:machizukuri@pref.tottori.lg.jp
			公民連携で行う景観づくりなどに資する実証実験等に要する経費の一部を支援	100万円	市町村負担額の1/2(直接)	令和8年4月1日～随時	
	花と緑のまちづくり支援事業補助金	緑化推進事業	地域活動団体が実施する新たな緑化事業(2回目までの活動を対象とする) ・樹木や花の植栽等 ・地域の緑化推進に資する講座・講演・啓発・交流等	50千円/件	市町村負担額の1/2	令和8年4月1日～随時 ※事業開始の20日前までに申請を行うこと ※4月1日から開始するものは4月10日までに申請を行うこと	
		芝生化事業	地域のまちづくり団体や市町村等が実施する公共空間等の芝生化の取組(新設、増設及び改良を含む事業を対象とし、芝生の維持管理のみの場合は対象外とする) ※市町村への直接補助又は間接補助事業	1,600千円/件	市町村負担額の1/2		
	鳥取県みどりの伝道師派遣事業			地区の花壇のお手入れや樹木の管理の講習会等で、鳥取県内で行う受講者10人以上の活動(1活動団体等当たり1年度内に5回まで) ※企業、商店街組織等が実施する集客施設又は公共的空間の緑化を目的とするものでまちづくり課長が認めるものについては最低人数の制限を設けない	受講者1人当たり1,350円(総額4万円)まで、植物の種・苗、必要な資材等を提供(1団体につき1年間に2回まで)	-	令和8年4月1日～随時 ※派遣希望日の1か月前までに申請を行うこと
地域緑化活動育成支援事業補助金			緑化を広く県内に普及し、県民運動として花と緑の地域づくりを展開するため、緑化を推進する人材育成、講演、イベントの開催等公益的な活動に取組む民間団体等の活動経費の一部を支援する。 (1)緑化の人材育成に係る事業 (2)調査・研究に係る事業 (3)講座・講演・研修・啓発・交流に係る事業 (4)イベント等の企画・立案・調整・運営に係る事業	(1)(2) 1,000千円/件 (3)(4) 600千円/件	(1)(2)10/10 (3)(4)3/4	令和8年4月中旬～5月中旬頃	

## 令和8年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和8年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和8年2月時点です。

担当課	補助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ	
文化政策課	文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業補助金	文化芸術イベントの中で実施される託児、手話・要約筆記、点字訳資料作成等の環境整備事業	10万円 (1申請者につき・年間)	10/10	令和8年4月1日 ～令和9年1月31日	文化政策課 電話：0857-26-7134 電子メール：bunsei@pref.tottori.lg.jp	
脱炭素社会推進課	トットリポーン！環境活動支援補助金	環境保全や循環型社会の取組等の環境実践活動や教育啓発活動	10万円	10/10	令和8年4月上旬 ～令和9年2月末まで ※上限に達し次第終了	脱炭素社会推進課 電話：0857-26-7875、7879 ファクシミリ：0857-26-8194 電子メール：datsutanso@pref.tottori.lg.jp	
	地域資源活用エネルギー導入推進事業補助金	地域住民や地元企業等が連携し、地域と調和して行う小水力発電や木質バイオマス等の地産地消型のエネルギー推進のために行う人材の発掘・育成や協議会等の体制づくり、普及啓発等の取組	10万円	10/10	令和8年4月 ～令和9年1月末まで 随時		
循環型社会推進課	「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金	エコテイクアウト推進事業	テイクアウト用の容器について、プラスチック製容器から、環境配慮容器への切り替えに係る購入費用	5万円 ※県内複数店舗経営者は10万円	1/2 ※1回限り	令和8年4月1日 ～令和9年1月31日	循環型社会推進課 電話：0857-26-7198 ファクシミリ：0857-26-7563 電子メール：junkanshakai@pref.tottori.lg.jp
		イベント等でのリユース容器等活用支援事業	イベントで利用するリユース食器の賃借料及び送料	10万円	10/10 ※3回まで		
		プラごみゼロ実践活動支援事業	プラスチックごみ削減の活動にあたり必要と認められる費用	25万円	1/2		
		河川・海岸における清掃活動、プロギング事業、プラスチック・フィッシング事業実施支援事業	・団体等が河川、海岸、湖沼における清掃活動を行う際の用具の購入費用等 ・プロギング事業実施に必要と認められる経費 ・プラスチック・フィッシング事業実施に必要と認められる経費	25万円	10/10		

## 令和8年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和8年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和8年2月時点です。

担当課	補助金名		対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
森林づくり推進課	豊かな森づくり協働税関連事業補助金	とっとり県民参加の森づくり推進事業	森林整備及び森川海の繋がりの体験学習、源流森林の探訪、森林教室及び学校林の育成等、広く県民に森づくりへの参加を促す森林体験など	100万円	10/10	【1次】令和8年1月28日～3月2日 【2次】令和8年6月1日締切予定 【3次】令和8年8月31日締切予定	森林づくり推進課 電話：0857-26-7335 ファクシミリ：0857-26-8192 電子メール：moridukuri@pref.tottori.lg.jp
		森林環境教育支援事業	県内の中学生以下の子どもたちを対象に県内で行う森林環境教育(原則、10名以上の参加者)	10万円	10/10	令和8年4月1日～随時	
食パラダイス推進課	「食パラダイス鳥取県づくり」支援交付金		食パラダイス鳥取県の推進のための情報発信や県産品のブランド化の推進、特産品や名物料理をPRする取組	1,500千円	1/2	【1次】令和8年3月下旬～4月(予定) ※2次以降は1次募集の採択状況により決定する	食パラダイス推進課 電話：0857-26-7835 ファクシミリ：0857-21-0609 電子メール：shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp
県民運動課	よりん彩活動支援事業補助金	公開講座	男女共同参画を促進するため、団体等が自ら企画し、一般公開する事業(概ね30名以上の参加者)	10万円	10/10	令和8年4月1日～随時 ※申請は、補助金ごとに開催予定の1～3箇月前まで	男女協働未来創造本部 県民運動課 (男女協働未来創造センターよりん彩) 電話：0858-23-3901 ファクシミリ：0858-23-3989 電子メール：kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp
		研修支援講座	男女共同参画を促進するため、団体等が自ら企画し、内部の研修会として実施する事業(概ね10名程度の参加者)	2万5千円	10/10		
		若者企画講座	男女共同参画を学習する目的で、若者が自ら企画し、一般公開する事業(概ね10名程度の参加者)	5万円	10/10		
		環境支援事業	普及啓発事業又は普及啓発事業の要件に適合する事業の実施に伴う託児サービスの提供	2万5千円	1/2		
		調査研究等事業	男女共同参画に関する調査研究で、その成果を県民に還元できる内容	15万円	10/10		
		家事・育児参画講座	男性の家事・育児参画を促進するため、自治会、事業所、PTA等の行う研修会として実施する事業(概ね10名程度の参加者)	2万5千円	10/10		

## 令和8年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和8年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和8年2月時点です。

担当課	補助金名	対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
とっとり県民活動活性化センター	中国ろうきんNPO寄付システム	用途の制約なし	5万円	10/10	令和8年12月 ～令和9年1月(予定)	公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 電話:0858-24-6460 ファクシミリ:0858-24-6470 電子メール:info@tottori-katsu.net
	あいおいニッセイ同和損保助成プログラム	用途の制約なし	5万円	10/10	令和8年12月 ～令和9年1月(予定)	
	とりぎん青い鳥基金	持続可能な地域づくりにつながる活動 SDGsの17の分野の中で、「4. 質の高い教育をみんなに」「11. 住み続けられるまちづくりを」に該当する活動	上限50万円	10/10	年2回の募集 【上期】 令和8年4月1日 ～7月31日 【下期】 令和8年10月1日 ～令和9年1月31日	

### ※【地方機関連絡先】

#### ■ 東部地区(鳥取市、岩美町)

東部地域振興事務所 東部振興課

電話:0857-20-3528、3527 / 電子メール:toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

#### ■ 東部地区(若桜町、智頭町、八頭町)

東部地域振興事務所 八頭振興課

電話:0858-72-3880 / 電子メール:toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

#### ■ 中部地区(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)

中部総合事務所 県民福祉局 中部振興課

電話:0858-23-3177、3298 / 電子メール:chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

#### ■ 西部地区(米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町)

西部総合事務所 県民福祉局 西部振興課

電話:0859-31-9606 / 電子メール:seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

#### ■ 日野地区(日南町、日野町、江府町)

西部総合事務所 日野振興センター 地域振興課

電話:0859-72-2080 / 電子メール:hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp